

新座市企業告示第40号

新座市指定給水装置工事事業者の更新

新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号）第7条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり更新する。

令和8年10月5日

新座市水道事業管理者
新座市長 並 木 傑



指定番号、給水装置工事事業者名、給水工事の事業を行う事業所の所在地及び有効期限

指定番号	給水装置工事事業者名	所 在 地	有 効 期 限
74	有限会社ナミヨシ設備	埼玉県新座市池田四丁目3番11号	令和13年9月29日
99	川越設備株式会社	埼玉県川越市大字上老袋495番地2	令和13年9月29日
132	新井ポンプ工業株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力86番地	令和13年9月29日
136	株式会社イハラ	埼玉県和光市白子一丁目1番12号	令和13年9月29日
147	株式会社三立	埼玉県新座市野火止七丁目7番46号	令和13年9月29日
154	株式会社泉山設備	埼玉県北本市石戸五丁目268番地	令和13年9月29日
442	有限会社寿管工	埼玉県桶川市南二丁目2番11号	令和13年9月6日
445	株式会社プレミアアシスト	東京都千代田区麴町二丁目4番地1	令和13年9月29日

450	株式会社リグランド	埼玉県入間市小谷田一丁目11番37号2F	令和13年11月29日
-----	-----------	----------------------	-------------